

源泉所得税の納付は忘れなく
 ↓源泉所得税申告・納付窓口指導↓

従業員・専従者給与についての1月～6月分の源泉所得税（納期特例分）の申告・納付期限は7月10日（水）です。必ず期限内に納付してください。納付が1日でも遅れると、不納付加算税等、余分な税金を納めることになる場合があります。また、窓口指導を次の日程で開催いたしますので、お気軽にご相談ください。

●日時・場所

7月4日（木）・9日（火）

午前9時半～午後4時

加古川商工会議所 3階相談室

※西支所建屋の老朽化に伴い、本年度より本所開催のみとさせていただきます。ご利用いただいておりますお客様にはご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いたします。

●持参いただく書類

- ・給与台帳（源泉徴収簿）もしくは各人の給与明細のわかる書類
- ・令和5年分年末調整の納付書類
- ・扶養控除等申告書等

令和6年6月1日以降の所得より、定額減税が実施されております。

減税対象者…本人、同一生計・居住の配偶者及び扶養親族（16歳未満含む）

【基準日：6月1日】

対象者の確認のため、給与所得者の「扶養控除等申告書」等の減税対象者が確認できる書類、また16歳未満の扶養親族をご確認ください。

●その他、相談に必要なと思われる書類

●お問い合わせ 指導課

TEL 079-424-3355

ぜひご紹介ください

★★新規会員事業所★★

新入会員紹介キャンペーン

「加古川プラザホテル・東京田村食事券2,000円」を進呈いたします

【お問い合わせ】

会員課 TEL 079-424-3355

全国健康保険協会からのお知らせ

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は
マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

マイナ
保険証

始まっています！

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？



メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。



メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。